

(参考資料8)円滑な廃業を支援する施策 【本文52ページ】

廃業を予定する中小企業に対しては、主に以下の支援措置が整備されている。

(1)経営安定特別相談室

商工会議所や都道府県商工会連合会が「経営安定特別相談室」を設置し、廃業を検討する事業者に対して士業等専門家が各種法的手続に関するアドバイスを行っている。

＜参考＞「経営安定特別相談室」の概要

- 全国的主要な商工会議所又は都道府県商工会連合会に設置。士業等専門家が相談に応じ、問題の解決を支援(相談を受けるための費用は無料)。
(支援内容の例)
 - 経営・財務内容の把握と分析
 - 手形処理、事業転換等の指導
 - 債権者等の関係者への協力要請
 - 民事再生法等の倒産関係法律の手続に関する助言等
- ◆ 経営安定特別相談室:

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2012/download/taisaku_info-0.pdf

(2)「経営者保証に関するガイドライン」

「経営者保証に関するガイドライン」(「用語集」参照)では、経営者による個人保証(経営者保証)について、

- 法人と経営者との関係が明確に区分・分離されている場合等に、経営者保証を求めないこと
- 多額の経営者保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定期間の生計費に相当する額(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて約100万円～約360万円)を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられること等を検討すること
- 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること等を定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、早期の事業清算への着手等を促している。

「経営者保証に関するガイドライン」本文及びQ & Aの詳細等は、日本商工会議所及び全国銀行協会の HP に記載している。

- ◆ 日本商工会議所:<http://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>
- ◆ 全国銀行協会:<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

(3) 事業承継・引継ぎ支援センター(経営資源の引継ぎ)

事業承継・引継ぎ支援センターは、中小 M&A のマッチング及びマッチング後の支援、従業員承継等に係る支援に加え、事業承継に関連した幅広い相談対応を行っているが、廃業を希望している者の事業又は事業用資産等の経営資源の引継ぎについての相談にも対応している。

具体的には、廃業を希望している者に対して、マッチングの相手探し、又は、経営資源の引継ぎについての支援を行う。

各地域の事業承継・引継ぎ支援センターについては、参考資料3「事業承継・引継ぎ支援センター連絡先一覧」を参照されたい。

- ◆ 中小企業基盤整備機構(事業承継・引継ぎ支援センター) :

<https://shoukei.smrj.go.jp/>

(4) 地域経済活性化支援機構(特定支援業務)

地域経済活性化支援機構は、これから廃業しようとする、又は、既に廃業済みの中小企業を対象として、「経営者保証に関するガイドライン」に則り、企業債務と経営者保証人の保証債務の一体整理をサポートする業務(特定支援業務)を行っている。

経営者保証人は早期に廃業を決断し当該業務を利用することで、商取引先に迷惑を掛けすことなく、自己破産を回避し、破産手続よりも多くの私財を残すことが可能となる。

- ◆ 地域経済活性化支援機構 : <http://www.revic.co.jp/>

(5) 日本弁護士連合会(ひまわりほっとダイヤル)

ひまわりほっとダイヤルは、日本弁護士連合会及び全国52の弁護士会が提供する、電話で弁護士との面談予約ができるサービスである。

廃業に伴う債務整理手続や経営資源の引継ぎ等に関する、法的な観点に基づく助言等の相談に対応している。

- ◆ 日本弁護士連合会(ひまわりほっとダイヤル) :

https://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/about_himawari.html